(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字西河町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七四林班ト小班地内	前	五八・七〇～八二・九〇メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	五八・七〇～八一・九〇メートル	〇・〇六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道寿都郡黒松内町字北作開一九〇番から同町字北作開一七二番二地先まで	前	一六・四〇～二七・〇〇メートル	〇・三〇二キロメートル
	後	二七・〇〇～六二・四〇メートル	〇・三〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字厚賀町一三四番一地先から同道新冠郡新冠町字大狩部一五一番二地先まで	前	八・一一〇～一〇・三一〇メートル	〇・一五〇キロメートル
	後	八・一一〇～一〇・三一〇メートル	〇・一一五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線三番二地内	前	一六・一一～一八・〇六メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	一六・一一～一八・〇六メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町富士見二一七番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百三十八号	稚内市大字宗谷村字富磯二七七番五から同市大字宗谷村字富磯二五三番一まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
二百四十二号	北海道足寄郡陸別町字陸別一一〇番一から同町字陸別一三一番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十二月十日

人事異動

財務省

（名古屋税関中部空港税関支署次長）財務事務官　鈴村　春巳

名古屋税関中部空港税関支署長事務代理を免ずる

（国際局次長）同　浅川　雅嗣

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（以上十二月六日）

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

農林水産大臣　郡司　彰

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成24年12月10日から平成24年12月30日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局室蘭開発建設部及びえりも町役場

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月二十日、鳴瀬川水系河川整備計画、名取川水系河川整備計画、阿武隈川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十二月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

公　告

諸事項

工場財団

島根県雲南市三刀屋町殿河内144番地**三刀屋金属株式会社**の工場財団に島根県雲南市三刀屋町殿河内144番地三刀屋金属株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 10 日

松江地方法務局出雲支局

有権者申出方

元当局所属公証人鎌田義勝の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年 12 月 10 日　神戸地方法務局

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成24年11月27日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

厚生労働大臣　三井　辨雄